

資料

スウェーデン「法精神医学的保護に関する法律」 及び「法精神医学的調査に関する法律」（仮訳）

坂 田 仁

精神障害犯罪者にスウェーデンはどのように対応しているか。それを知るために標題の二個の法律の翻訳をおこなった。一般の精神障害者に対して施される強制保護⁽¹⁾に関しては精神医学的強制保護に関する法律が存在しているが、それとは別に精神障害犯罪者について独立した単行法が存在している。その訳文とともに、スウェーデンに特有とも思われる法精神医学的調査に関する法律⁽²⁾の訳文も併せて紹介したい。この後者は、刑事訴訟事件における精神鑑定を組織化しているもので、精神障害犯罪者の訴訟法上の処理を担当裁判所の裁量ではなく、一定の法律的基準にしたがって行うことを可能にしているものということができる。この意味で、上記の二法律の訳文が日本の制度を考える上で何がしかの参考になるものと信じている。

現在スウェーデンでは精神障害犯罪者の取扱の再検討が進行している。一九九六年には法精神医学的保護の制度を全廃して、刑事責任能力制度を復活する提案が行われたが、その後再び一九九九年に審議会が設置されて、昨年新たな報告書が発表されている。ここでは、精神障害犯罪者に対する制裁体系の改正が提案されているが、結論を得るのに⁽³⁾は相当の日子を要するとされている。それらの紹介は改めて考えることとして、本稿ではとりあえず、精神医学的強制保護に関する法律⁽²⁾について、標記の二法律の翻訳のみを示すことにしたい。

一、法精神医学的保護に関する法律（一九九一年法律第一一二九号）仮訳

(Lag (1991:1129) om rättspsykiatrisk vård) (二〇〇三年一月一日現在の正文)

〔通則〕

第一条 精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一二八号）に定める場合以外における、自由剝奪及びその他の強制と結合した精神医学的保護（法精神医学的保護）に関する規定は本法で定める。

本法は下記の者に適用される。

- 一、裁判所の決定の後に法精神医学的保護に付されるべき者、⁽⁴⁾
- 二、勾留、拘置又は法精神医学的調査病棟に收容されている者、
- 三、矯正保護施設に收容されているか、又は移送されるべき者。
- 四、刑法第三章第一条の二により閉鎖的少年保護の判決を受けた結果、特別少年ホームに收容されているか

又は移送されるべき者。⁽⁵⁾（一九九八年法律第六一七号）

第二条 保健及び医療保護法（一九八二年法律第七六三号）に定める保健及び医療保護を提供するランツティング・グモーンの義務は法精神医学的保護にもこれを適用する。

本法においてランツティング・グモーンについて定める事項は、ランツティングに属さないグモーンにもこれを適用する。

第二条の二 本法による保護の際の強制措置は、右の措置の目的と合理的な均衡の取れるものである場合にのみ、これを用いることができる。介入程度の低い措置で十分な場合には、その措置を用いなければならない。

強制は、できるだけ控えめに、かつ、患者に最大限の配慮をして、これを行使しなければならない。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第二条の三 保護の実施を目的とする強制措置は、その個人にふさわしい情報提供によつても、患者が任意に保護に協力することができない場合にのみ、これを用いることができる。右の諸措置は、患者に協力をさせるのに必要な限度を越えてこれを用いてはならない。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

〔法精神医学的保護の決定〕

第三条 法精神医学的保護に委託する裁判所の決定に関する規定は、刑法第三章第三条に定める。

第四条 第一条第二項第二号、第三号又は第四号に定める者は、下記の場合にこれを法精神医学的保護に付することができる。

- 一、その者が重篤な精神障害⁽⁶⁾にかかっていること
- 二、その者がその精神状態及び個人的状況にてらして、医療保護施設に收容することによって充足され得る精神医学的保護を必要としていること
- 及び

三、その者が右の保護に反対し、又はその精神状態の結果本人の同意によっては保護を提供できないと考える根拠ある事由が存すること

精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一二八号）に従い保護を受けている者が勾留され、拘留され、法精神医学的調査病棟に收容され、又は矯正保護施設に收容若しくは移送される場合には、当該精神医学的強制保護の決定は、これを法精神医学的保護に関する決定とみなすものとする。（二〇〇〇年法律第三五四

号）

第五条 第四条第一項による法精神医学的保護のための收容決定は、第六条第一項第二文又は第二項に定める病棟の主席上級医師⁽⁷⁾が行う。この決定のためには、他の医師による保護診断書の提出が必要である。保護診断書、保護診断のための診察並びに束縛、隔離及び処遇に關しては、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一二八号）第四条、第五条、第六条の二及び第六条の三第一項第二文の規定の適用可能な部分を適用する。

第四条第一項による法精神医学的保護のための收容の問題については、患者の診察の後迅速にこれを処理しなくてはならない。

裁判所が法精神医学的調査の決定を行い、被疑者⁽⁹⁾が調査病棟に收容された場合には、法精神医学的保護の決定のための保護診断書は必要とされない。勾留され、拘留され又は矯正保護施設に收容若しくは移送されるべき者、刑法第三章第一条の二により閉鎖的少年保護の判決を受けた結果特別少年ホームに收容又は移送されるべき者及び第六条第一項第二文に定める医療保護施設に任意的精神医学的保護のために同行された者についても同様と

する。(二〇〇〇年法律第三五四号)

〔保護〕

第六条 法精神医学的保護はランツティングコムーンの運営する医療施設においてこれを実施する。第一条第二項第二号ないし第四号に定める場合に法精神医学的保護を実施する保護施設については、政府がこれを決定する。

法精神医学的調査病棟においては、調査を受ける者に対する法精神医学的保護が実施される。(一九九八年法律第六一七号)

第七条 第一条第二項第一号による法精神医学的保護は、右の保護に関する裁判所の決定が確定したときに遅滞なく実施されなければならない。

対象者が拘留されている場合には、右の保護は、対象者及び検察官がこれを承認していることを条件に、当該決定が確定しない場合にもこれを開始するものとする。

法精神医学的保護の要件に関わる場合を除き、拘留されている者に対しては、拘留にかかる決定が効力を有する限り法精神医学的保護に関する規定が適用される。

第八条 法精神医学的保護については、精神医学的強制保護に関する法律(一九九一年法律第一二二八号)第一六

条ないし第二四条の規定の適用可能な部分を適用する。

拘留され、拘留され、法精神医学的調査施設に收容され、又は矯正保護施設に收容され若しくは移送されるべき者に関して、矯正保護庁は、特別な場合、秩序及び保安の観点から必要ならば、送付物を受領し又は発送する権利、面会を受ける権利及び外部の者と電話する権利を個別に制限する決定を行うことができる。刑法第三章第一条の二により閉鎖的少年保護の判決を受けた結果特別少年ホームに收容されているか又は移送されるべき者に関しては国営施設庁がこれに対応する決定を行うことができる。拘留又は拘留等を受けている者の処遇に関する法律(一九七六年法律第三七一号)第九条第一項第一文に定める拘留又は拘留等を受けている者からの書簡、施設内矯正保護に関する法律(一九七四年法律第二〇三号)第二五条第一項第一文に定める受刑者からの書簡及び少年の保護に関する特別規定(一九九〇年法律第五二号)第一九条第二項に定める書簡は、常に事前の検閲なしに送達されなくてはならない。

裁判所の決定の後に法精神医学的保護に付されている者及び矯正保護施設に收容されている者に関して、政府は、特別な場合に、国の安全にてらして又は右の者が医

療保護施設に滞在している間に政治的・目的のために暴力、威嚇又は強制の使用を意味する罪に共同加功する危険に
てらして、送付物を受領し又は発送する権利、面会を受
ける権利及び外部の者と電話する権利を個別に制限する
決定を行うことができる。（一九九八年法律第六一七号）

第九条 主席上級医師は、保護が特別な解除事由審理にか
かる場合を除いて、裁判所による刑法第三章第三条に
従った精神医学的保護の決定に基づき法精神医学的保護
を受けている患者に対して、保護期間中の一定期間医療
保護施設区域外に滞在する許可を与えることができる。
右の許可は一定の機会又は機会ごとにこれを与えること
ができる。右の許可はまた、この措置が強制保護の終了
の準備のために必要だと考える特別な理由が存する場合
には、長期間にわたりこれを与えることもできる。右の
許可は保護計画と一致するという前提でのみこれを与え
ることができる。

医療保護施設区域外に滞在する許可には特別な条件を
付すことができる。指示されるべき条件については、精
神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一
二八号）第二五条の二の規定を適用する。

主席上級医師は、状況により必要な場合、第一項に定

める許可を取消することができる。（二〇〇〇年法律第三
五四号）

第十条 特別な解除事由審理にかかる刑法第三章第三条
による精神医学的保護の決定の後に法精神医学的保護を
受けている者に関して、保護期間中の一定期間医療保護
施設区域外に滞在する許可の問題は、主席上級医師又は
患者の申請の後に州裁判所⁽¹⁰⁾がこれを審理する。

州裁判所は自らの審理に際して、特別な解除事由審理
の決定を導いた罪の種類、再犯の危険性及び患者の受け
ている保護及び処遇の効果に特に注意を払わなくてはな
らない。右の許可は特定の機会に又は機会ごとにこれを
与えることができる。また右の許可は、法精神医学的保
護を終了する準備のために右の措置が必要であると考え
られる特別な理由がある場合には長期間にわたりこれを
与えることができる。右の許可は、保護計画と一致する
という前提でのみこれを与えることができる。

医療保護施設区域外に滞在する許可には特別な条件を
付すことができる。指示されるべき条件については、精
神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一
二八号）第二五条の二の規定を適用する。

州裁判所は、主席上級医師の申請の後に右の医師に特

定の患者に関して第一項による許可について決定する権限を委譲することができる。理由があるときには、州裁判所はこの権限を取戻すことができる。必要がある場合、主席上級医師は、医療保護施設区域外に滞在する許可を取消すことができる。(二〇〇〇年法律第三五四号)

第十条の二 特別な解除事由審理にかかる刑法第三二章第三条による精神医学的保護の決定の後に法精神医学的保護を受けている者に関して、主席上級医師は、州裁判所がそれを承認した場合に限り、患者に対して医療施設区域内に限り保護区画からの単独外出を許可することができる。

第一項に定める承認を求める主席上級医師の申請の審理に際して、州裁判所は、特別な解除事由審理にかかる決定をもたらした罪の種類、再犯の危険性、患者の受けている保護と処遇の効果及び医療保護施設の保安状況に特に注意を払わなければならない。右の承認は当分の間又は期間を特定してこれを与えることができ、また状況によりこれを取消すことができる。

主席上級医師は、与えられた承認の存続に関して重要な状況を州裁判所に通知しなければならない。(一九九五年法律第七三八号により新設・二〇〇〇年法律第三五

四号)

第十条の三 主席上級医師は、矯正保護庁又は国営施設庁が承認した場合に限り、第一条第三号又は第四号の規定に基づき法精神医学的保護を受けている者に対して医療保護施設区域内に限り、保護区画からの単独外出の許可を与えることができる。主席上級医師は、与えられた承認の存続に関して重要な状況を矯正保護庁又は国営施設庁に通知しなければならない。(二〇〇〇年法律第三五四号により新設)

第十一条 矯正施設に收容されている者又は刑法第三二章第一条の二の規定による閉鎖的青少年保護の判決の結果特別少年ホームに收容されている者であつて、かつ法精神医学的保護を受けている者は、保護期間中の一定期間医療保護施設区域外に滞在する許可を得ることができる。右の許可は、一定の機会又は機会ごとにこれを与えることができる。右の許可はまた、この措置が強制保護の終了の準備のために必要だと考える特別な理由が存する場合には、長期間にわたりこれを与えることもできる。右の許可は保護計画と一致するという前提のみこれを与えることができる。

第一項による許可には特別な条件を付すことができる。

指示されるべき条件については、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一二八号）第二十五条の二の規定を適用する。（二〇〇〇年法律第三五四号）

第十一条の二 第一条第一項による許可の問題は、主席上級医師又は患者の申請の後に、矯正保護施設に收容されている者については矯正保護庁により、特別少年ホームに收容されている者については国営施設庁により、それぞれ審理される。申請が患者から提出された場合には、主席上級医師の意見を求めなければならない。医療保護施設区域外に滞在する場合には医療保護職員が患者に付添うべきときであつても右の許可を得なければならない。

（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第十一条の三 乱用の危険があり得ない場合、拘留されている者又は法精神医学的調査病棟に收容されている者は、重篤な疾病に罹っている親族を訪問するため、親族の葬儀に出席するため又はその他正当な理由が存する場合に、短期間医療保護施設区域又は調査病棟区域外に滞在する許可を与えられる。医療保護施設区域又は調査病棟区域外に滞在する間、拘留中の者は、特別な理由により必要と認められない限り、監視を受けなければならない。

第一項による許可の問題については、矯正保護庁がこ

れを審理する。決定には、患者が監視を受けるべきか否かについて明示しなければならない。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第十一条の四 政府又は政府の定める機関は、規定又は個別の事件における決定により、第一〇条の三、第一一条の二及び第一一条の三による矯正保護庁の権限を、同庁を除くその他の矯正保護事務所又は矯正保護庁の職員に移転することができる。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

〔法精神医学的保護の終了〕

第十二条 特別な解除事由審理にかかる決定を伴わない刑法第三章第三条による精神医学的保護を受けている者が重篤な精神障害から回復した場合又はその精神状態及びその他の個人的状況にてらして、自由剝奪及びその他の強制を伴う精神医学的保護のための医療保護施設に收容する必要性がなくなった場合、患者が保護されている病棟の主席上級医師は、直ちに保護の終了の決定をしなければならない。⁽¹⁾ 第四条による法精神医学的保護を受けている者が当該保護を必要としなくなった場合も同様である。法精神医学的保護の終了は、継続的にこれを検討

しなくてはならない。

第十三条 第一二条第一文に定める法精神医学的保護は、裁判所の決定が執行可能になったときから数えて最高四月間継続するものとする。患者が右の日時より遅れて医療保護施設に到着した場合、右の日数は到着した日よりこれを計算する。

州裁判所は、主席上級医師の申請の後上記の最長期間を越えて法精神医学的保護の延長を承認することができる。保護期間の延長の承認は、審理の時期から数えてその都度最高六月間に限ってこれを与えることができる。延長の申請は、有効な法精神医学的保護の期間が満了する以前に、州裁判所に到着していなければならない。

第十四条 第一三条による申請が州裁判所に到着した場合、法精神医学的保護は裁判所の決定まで差当たりこれを延長することができる。裁判所が申請を棄却した場合保護を直ちに終了しなければならない。申請及び右の申請にかかる承認は、法精神医学的保護を終了する決定がなされた場合を除き、患者が他の医療保護施設に移送された場合にも効力を有する。

第一三条第三項第二文に定める期間内に法精神医学的保護の承認にかかる申請が州裁判所に到着しなかった場

合、法精神医学的保護は終了する。

第十五条 第四条による法精神医学的保護は、遅くとも下記の時期までに終了するものとする。

一、勾留又は拘置されている者については、自由剝奪の決定の効力が終了したとき

二、法精神医学的調査に関する法律（一九九一年法律第一一三七号）第一〇条に基づき収容されている者については、調査病棟に強制収容できなくなったとき

三、矯正保護施設に収容されている者については、釈放されたとき

四、刑法第三章第一条の二により閉鎖的少年保護の判決を受けた結果特別少年ホームに収容されている者については、当該執行の終了の際（一九九八年法律第六一七号）

第十六条 特別な解除事由審理にかかる刑法第三章第三条による法精神医学的保護を受けている者に関しては、保護は下記の時期に終了するものとする。

一、特別な解除事由審理にかかる決定を導いた精神障害の結果にてらし、患者にもはや重大な罪の再犯を行う危険が認められなくなったとき、及び

二、患者の精神状態及びその他の個人的状況にてらして、

自由剝奪及びその他の強制と結合している法精神医学的保護のための医療保護施設に収容することが不必要になったとき。

第一項の問題は、主席上級医師の届出又は患者の請求の後に、州裁判所かこれを審理する。右の届出は、主席上級医師が法精神医学的保護を終了できると認めたときに直ちに行わなければならない。右以外の場合には、届出は、裁判所の決定が執行可能になった日又は、患者がそれより遅れた日に医療保護施設に到着した場合にはその到着の日より数えて遅くとも四月以内にこれを行わなければならない。それ以後は、州裁判所がこの問題について決定を言渡した日から六月ごとに届出を行わなければならない。

第十七条 入国禁止、国外退去及び犯罪人引渡に伴う法精神医学的保護の終了の問題については、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一二二八号）第二九条第一項の規定を適用する。

外国人である患者に関しては、外国人法（一九八九年法律第五二九号）第二章第三条に基づいて言渡された本国送還の決定の執行の際に法精神医学的保護は終了する。

刑法第三章第三条による法精神医学的保護への引渡を内容とする制裁の執行が刑事判決の執行に関する国際協力に関する法律（一九七二年法律第二六〇号）に基づき他国に移送すべき旨の決定が言渡された場合には、当該決定の執行の際に法精神医学的保護は終了する。

「不服申立」

第十八条 患者は、下記の事項にかかる主席上級医師の決定について、州裁判所に不服申立ができる。

一、第五条による法精神医学的保護のための収容。この場合、右の不服申立が保護の終了の要求を含むものとみなすものとする。

二、第一二条に定める場合に法精神医学的保護を終了すべきだとする要求の棄却。

三、第九条又は第一〇条第四項第一文に定める場合に保護施設区域外に滞在する許可を求める要求の棄却又は右の滞在に伴う条件の言渡。

四、第九条又は第一〇条第四項第三文による、保護施設区域外に滞在する許可の取消。又は、

五、財物の廃棄又は売却に関する精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一二二八号）第二四条

が準用される第八条による命令。

その他の本法による主席上級医師の決定には不服を申立てることはできない。主席上級医師は、本法による裁判所の決定に対して不服を申立てることができない。

主席上級医師の決定に不服を申立てるとき、右の申立は、州裁判所にこれを提出しなければならない。州裁判所は、不服申立が法定期間内に提出されたか否かを審理しなければならない。不服申立が著しく遅延して提出された場合には、州裁判所はこれを却下しなければならない。ただし、主席上級医師が不服申立の方法を患者に誤って通知したことが遅延の原因になった場合はこの限りでない。申立期間が満了する以前に不服申立が主席上級医師のもとに提出されていた場合には、当該不服申立を却下してはならない。右の場合には、主席上級医師は当該不服申立を直ちに州裁判所に送付しなければならない。

(二〇〇〇年法律第三五四号)

第十八条の二 第一〇条の二による州裁判所の決定に対しては不服を申立てることができない。(一九九五年法律第七三八号により新設)

第十九条 第八条第二項、第一〇条の三、第一一条の二及び第一一条の三による矯正保護庁又は国営施設庁の決定

に対し、患者は一般行政裁判所に不服申立を提起することができる。高等行政裁判所への不服申立については審理許可が必要である。

第二十条 検察官は、下記の決定に対して不服申立を提起することができる。

一、第一〇条第一項による、患者が医療保護施設区域外に滞在することを許可する旨の州裁判所の決定

二、第一〇条第四項第一文による、一定の患者について医療保護施設区域外に滞在する許可を与えることを主席上級医師に委譲する州裁判所の決定

三、第一六条による、保護を終了する決定

ただし、検察官が右の決定の以前に裁判所に対して当該決定に対して不服申立があり得る旨届出た場合に限る。

(二〇〇〇年法律第三五四号)

〔裁判所の事件処理〕

第二十一条 本法により州裁判所によって審理されるべき問題は、関係医療保護施設の所在地を管轄する州裁判所がこれを処理する。(二〇〇〇年法律第三五四号)

第二十一条の二 本法による訴訟事件はこれを迅速に処理しなければならない。申請又は届出が州裁判所に到着し

た後速やかに、裁判所は右の申請又は届出が法定期間内に到着したか否かを審理しなければならない。右の申請又は届出の到着が著しく遅延した場合、裁判所は迅速に主席上級医師に対して、その旨を通知しなければならない。

州裁判所において、訴訟事件は、申請、届出又は不服申立が州裁判所に到着してから八日以内に裁判のため取上げられなければならない。特別な解除事由審理の決定にかかる刑法第三章第三条による法精神医学的保護を受けている患者に関する訴訟事件の場合には、右の訴訟事件が州裁判所に係属した日から一五日以内に裁判のため取上げられなければならない。州裁判所は、補充調査が必要な場合又はその他特別な事情により必要とされる場合には、上記の期限を延長することができる。

第二項の規定は、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一二二八号）第二四条に定める財物の廃棄又は売却に関する訴訟事件にはこれを適用しない。州裁判所は、訴訟事件が処理されるまでの間訴訟物に關して命令を発することができる。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第二十一条の三 口頭審理の問題に關しては、精神医学的

強制保護に関する法律（一九九一年法律第一二二八号）第三六条及び第三七条を適用する。第一〇条の二又は第一〇条の三による問題においては、同法第三六条及び第三七条第二項はこれを適用しない。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第二十一条の四 高等行政裁判所における訴訟事件の処理においては、参審員を裁判所に加える。ただし、第一条第一項第二号ないし第五号に定める問題のみに關する訴訟事件についてはこれを適用しない。

第一八条第一項第三号又は第四号に關する訴訟事件においては、当該保護が特別な解除事由審理にかかるとある場合には、高等行政裁判所に参審員を加える。（二〇〇〇年法律第三五四号により新設）

第二十二条 第十条第一項又は第十六条による訴訟事件で患者からの申請によつて提起された訴訟事件又は第一八条第一項第一号による訴訟事件においては、州裁判所は主席上級医師の意見を聴取しなければならない。第一〇条第一項、第一三条又は第一六条により申請又は届出を主席上級医師が行う場合には、右の医師は、右の訴訟に際して審理されるべき問題に關する見解を提示し、また右の見解の根拠となっている状況の説明資料を提出しな

ければならない。

明らかに不必要な場合を除き、州裁判所は、第一〇条、第一〇条の二又は第一六条による訴訟事件であつて、法精神医学的保護の決定の言渡のあつた事件の担当検察官又は特別な理由があるときにはその他の検察官に、保護施設区域外に滞在する許可の問題、右の許可について決定することを主席上級医師に委譲する問題、主席上級医師が医療保護施設区域内で保護区画の外に滞在する許可を与えることを承認する問題、又は保護の終了の問題について、それぞれ決定が言渡される以前に意見を述べる機会を与えなければならぬ。(一九九五年法律第七三八号)

第二十二條の二 第一三條による保護の延長の承認に関し、第一六條による延長された保護の終了に関し、第一八條第一項第一号若しくは第二号による決定に対する不服申立の際に、又は特別な解除事由審理にかかる刑法第三章第三條による決定を伴う法精神医学的保護を受けている者に対する保護施設区域外に滞在する許可若しくは当該許可の取消に関し、それぞれ一般行政裁判所における訴訟事件において、付添人の必要性がないと仮定してはならない場合には、右の措置にかかる者のために国選の

付添人を命じなければならない。(一九九六年法律第一六五一号により新設)

第二十二條の三 特別な解除事由審理の決定を伴う刑法第三章第三條による法精神医学的保護を受けている者に関して、検察官は、州裁判所に対して下記の事項にかかる決定の効力の停止を申請することができる。

- 一、保護施設区域外に滞在する許可、又は
- 二、保護施設区域外に滞在する許可の決定を主席上級医師に委譲すること

第一項による訴訟事件において、州裁判所は主席上級医師より意見を聴取しなければならない。(二〇〇〇年法律第三五四号により新設)

〔付 則〕

第二十三條 主席上級医師は、患者が保護されている医療保護施設又は法精神医学的調査病棟に勤務する精神医学のある分科に特別な知識を有する経歴豊富な医師に、主席上級医師が本法により有する職務の執行を委任することができる。特別な理由がある場合、主席上級医師は、医療保護施設又は調査病棟の別の医師に右の委任を行うことができる。ただし、下記の事項にはこれを適用しな

い。

一、第五条による法精神医学的保護のための収容の決定

二、第一三条による保護の延長の承認の申請

三、第一六条第二項による保護の終了の届出

四、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律

第一一二八号）第一七条第一項が準用される本法第八

条による処遇の決定

五、同法第一九条第二項が準用される本法第八条による

束縛の決定

六、同法第二〇条第二項が準用される本法第八条による

隔離の決定

第二十四条 精神医学的強制保護に関する法律（一九九一

年法律第一一二八号）第四〇条第一項、第四二条及び第

四三条、第四四条第一項並びに第四六条及び第四九条の

規定は、法精神医学的保護についてもこれを適用する。

第二十五条 本法により言渡される決定は、他に定めのない限り直ちに効力を生じる。

検察官が州裁判所の決定以前に当該決定に対して不服

申立があり得る旨届出た場合、州裁判所又は高等行政裁

判所の決定は、同決定が確定する以前又は裁判所が事前

に同決定に対する不服申立が提起されない旨の通知を受

ける以前には、これを執行することができない。（二〇〇〇年法律第三五四号）

第二十六条 主席上級医師は、本法により保護されている

患者の状態が許す限り、当該患者が個別的に相応な情報

伝達により介助人を得る権利について説明を受けるよう

に注意しなければならない。

第一条第二項第一号に定める場合に法精神医学的保護

が開始し又は終了したとき、主席上級医師は、患者委員

会活動に関する法律（一九九八年法律第一五六号）に

よって活動している権限ある委員会の存在するところ

は、速やかに右委員会にその旨を通知しなければならない

い。第四条に定める場合には、同委員会は、患者が第一

八条第二項によつて法精神医学的保護が終了すべきでな

いとする主席上級医師の決定に不服申立を行ったとき、

又は同様に不服申立の後に保護が終了したときにも、右

の通知を受けるものとする。

精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第

一一二八号）第三〇条ないし第三一条の二の介助人に関

する規定は、医療保護施設において与えられる法精神医

学的保護に適用可能な部分を適用する。ただし、介助人

が保護施設に患者を訪問できる権利に関する同法第三〇

条第三項第二文の規定は、本法第八条第三項又は訪問を受ける患者の権利の制限に関する、被拘留者、被勾留者その他の処遇に関する法律（一九七六年法律第三七一号）⁽¹⁾ 第一条の規定に基づく障害の存しない限度でのみこれを適用する。（二〇〇〇年法律第三五四号）

第二十六条の二 介助人の安全に於て特に必要がある場合、主席上級医師は、患者に関する必要な情報を介助人又は第二十六条第二項に定める委員会に提供しなければならない。（二〇〇〇年法律第三五四号）

第二十七条 支援を提供する警察署の義務については、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一八号）⁽²⁾ 第四十七条第二項の規定を適用可能な限度で適用する。右の支援は、第七条第一項に定める場合で保護が開始するときに患者が自ら出頭しないときにもこれを適用する。

第二十八条 特別な解除事由審理にかかる法精神医学的保護を患者が受けている場合、犯罪及びその他の状況から必要があれば、主席上級医師は、被害者に対して、患者が許可なしに医療保護施設を離れたこと又は医療保護施設区域外に滞在する許可の期間を経過した後若しくは右の許可が取消された後に戻って来ないことを通知するよ

う要求する可能性を与え、また、患者が医療保護施設区域外に滞在する許可を得る決定がなされたとき若しくは保護が終了したときに通知することを要求する可能性を与えなければならない。被害者が希望する場合、右の通知はできる限り早期に、また本条に定める決定にかかる場合には患者が保護施設を離れる以前にこれを提供しなければならない。

特別な理由がある場合、第一項に定める通知は、被害者が通知を要求しない場合にもこれを行うことができる。（一九九一年法律第一九六八号）

第二十九条 法令に定めのある場合の他、主席上級医師は、精神医学的保護の終了した後拘留所又は矯正保護施設に移送されるべき患者の情報が矯正保護に必要な場合、当該情報を矯正保護に提供する義務がある。

法精神医学的保護の終了した後刑法第三章第一条の二による閉鎖的少年轻保護の判決の結果特別少年ホームに移送されるべき者に関して、情報を提供する同様の義務が国営施設庁との関係で主席上級医師に適用される。（一九九一年法律第一九六八号で新設・一九九八年法律第六一七号）

第三十条 本法により保護されている患者は、その状態の

許す限り速やかに下記の権利について、主席上級医師の配慮により、説明を受けるものとする。

一、第一八条により決定に対して不服を申立てること
二、第一六条第二項により精神医学的保護の終了の申請を行うこと

三、第一〇条又は第一一条により保護施設区域外に滞在する許可の申請を行うこと

四、訴訟代理人又は付添人を選任すること

五、第二二条の二により国選付添人を得ること

本法は、医療保護施設又は調査病棟に、患者の目によくつくようにこれを掲示しなければならない。(二〇〇〇

〇年法律第三五四号)

〔経過規定〕

本法は、一九九二年一月一日より効力を生じる。

(以下編略)

二、法精神医学的調査に関する法律（一九九一年法律第一一三七号）仮訳

(Lag (1991:1137) om rättspsykiatrisk undersökning)

(二〇〇三年一月一日現在の正文)

〔法精神医学的調査の決定〕

第一条 裁判所は、刑事訴訟事件において下記の事項を判断する目的で、法精神医学調査について決定することができる。¹⁵⁾

一、被疑者を刑法第三章第三条による法精神医学的保護に委託するための医学的要件が存在するか否か、又は

二、被疑者が重篤な精神障害の影響のもとに罪を犯したか否か。

右の調査の目的は、裁判所の上記決定の中に示されなければならない。決定が第一項第一号による調査にかか
る場合には、当該決定には、右の調査が特別な解除事由
審理を伴う保護のための要件を含むべきか否かを明らかに
しなければならない。

第二条 法精神医学的調査の決定は、被疑者が罪を自白し

ている場合又は被疑者が罪を犯したとする確信的証拠が提出された場合にのみ、これを言渡すことができる。⁽¹⁶⁾ただし、右の決定は、犯罪に対する制裁が罰金にとどまると判断される場合にはこれを言渡すことができな

い。法精神医学的調査の決定は、できるだけ速やかにこれを言渡さなければならない。

第三条 裁判所は、法精神医学的調査が当該刑事訴訟事件において実施されない限り、特別な解除事由を伴う法精神医学的保護へ委託する旨を定めてはならない。

ただし、被疑者が既に特別な解除事由を伴う法精神医学的保護を受け、かつ右の保護に責任をもつ主席上級医師から第一条に定める観点について所見を取得していた場合には、法精神医学的調査は必要でない。

第四条 裁判所は、特別な解除事由を伴わない法精神医学的保護に処するための医学的要件を内実とする法精神医学的調査がなされ、又は刑事訴訟事件における人格調査に関する法律(一九九一年法律第二〇四一号)第七条に定める医師の診断書が提出されていることを前提要件として、何人をもこれを右の法精神医学的保護に委託することができる。

被疑者が既に精神医学的強制保護に関する法律(一九九一年法律第一一八号)又は法精神医学的保護に関する法律(一九九一年法律第一二九号)によって保護されている場合には、裁判所は、右の保護に責任を負う主席上級医師より医学的要件に関する所見を取得することのみを必要とする。(一九九一年法律第二〇四四号)

〔調査の実施〕

第五条 法精神医学的調査は、健康及び医療保護施設又は特別な調査病棟においてこれを実施することができる。

右の調査病棟は、法精神医学的調査が実施される保護病棟をも意味する。各調査病棟への法精神医学的調査の配点は、政府の定める規定により行われる。

第六条 法精神医学的調査は、最大限の迅速さをもってこれを行わなければならない。法精神医学的調査は、右の調査を求める裁判所の目的及びその他個別の場合の諸事情に適合するものでなければならない。

右の調査にかかる所見は、調査業務が完了した後遅滞なく裁判所に提出されなくてはならない。右の所見は、右の調査の決定が調査病棟に到着してから、被疑者が拘留されている場合には四週間以内に、その他の場合には

六週間以内に、それぞれ提出されなければならない。裁判所は、正当な理由が存する場合にはその猶予を認めることができる。

第七条 法精神医学的調査に関する所見は、調査病棟の医師又は調査病棟の長の任命する他の医師がこれを提出しなくてはならない。

右の所見は、決定に示されている問題に関する意見の内容としていなければならない。右の所見には右の意見を根拠づける事情が示されなければならない。

所見を提出する医師の資格に関する規定は、政府又は政府の委任の後に社会庁がこれを制定する。⁽¹⁹⁾

第八条 拘置中の者であつて法精神医学的調査を受けるべき者は、遅滞なく、遅くとも右の調査の決定が調査病棟に到着してから七日以内に調査病棟に同行されなくてはならない。法精神医学的調査が完了した後、被疑者が精神医学的強制保護又はその他拘置所においては適切に提供することのできない保護を必要とする場合には、右の被疑者は、健康及び医療保護領域の病棟にこれを同行しなければならぬ。その他の場合には、被疑者を拘置所に戻さなければならない。

ただし、特別な理由がある場合には、拘置中の者に関

する法精神医学的調査を拘置所において実施することができる。これに関する決定は、矯正保護庁がこれを言渡す。

拘置中の者で法精神医学的調査を受けている者の処遇のための規定は、勾留又は拘置等を受けている者の処遇に関する法律（一九七六年法律第三七一号）及び法精神医学的保護に関する法律（一九九一年法律第一二二九号）に定める。（一九九五年法律第七三七号）

第九条 拘置されていない者の法精神医学的調査は、右の調査について所見を提出すべき医師の定める日時及び場所においてこれを実施するものとする。右の調査は、できる限り被疑者の防衛活動を妨害せずまたその他の不都合が被疑者に生じないようにこれを実施しなければならない。

第十条 拘置されていない被疑者若しくはその他自由を剥奪されていない被疑者が法精神医学的調査のために自ら出頭しない場合又はその他被疑者が任意に右の調査に協力しないと考えられる場合、裁判所は、右の被疑者を調査病棟に収容する旨の決定をすることができる。右の決定には、被疑者が右の病棟に身柄拘束できる長くとも二週間以内の最長収容期間を定めなければならない。右の

調査を定められた期間内に終了できない場合には、裁判所は、右の被疑者を更に最長二週間身柄拘束する旨の決定をすることができる。

収容の提案は、調査担当医師がこれを行う。被疑者は右の提案に対して意見を述べる機会を与えられなければならない。

第十一条 第一〇条に基づき収容されている者は、法精神医学的保護に関する法律（一九九一年法律第一一二九号）による保護を与えられる。法精神医学的保護を受けない被収容者に関しては、精神医学的強制保護に関する法律（一九九一年法律第一一二八号）第一八条ないし第二四条の規定を適用する。

〔付 則〕

第十二条 裁判所は、第三条又は第四条に定める調査について社会庁より意見を求めることができる。

必要な場合、社会庁は右の調査を補充することができる。法精神医学的調査が補充されるべき場合、右の調査に関する第五条、第六条第一項及び第八条ないし第一一条に規定されていることを適用可能な限度で適用する。社会庁は、右の補充調査を実施することを特定の医師に

委任することができる。

第十三条 被疑者が釈放されている場合、警察署は、第七条により所見を提出しなければならない医師の要求により被疑者を調査のため出頭させるための支援を提供しなければならない。

第十四条 法精神医学的調査に必要な被疑者に関する情報は、秘密法（一九八〇年法律第一〇〇号）第七章第一条又は第四条第一項及び第三項により秘密が適用される機関から、秘密に妨げられることなく提供されなければならない。第四条第二項に定める医師の所見、かかる所見についての社会庁の意見又は第四条第一項に定める医師の診断書に必要な被疑者に関する情報についても同様とする。

第十五条 第一〇条による裁判所の決定に対しては個別に不服を申立てることができる。

本法に基づき裁判所の言渡した決定は直ちに効力を生じる。第一〇条による決定については、右の決定が調査のための身柄拘束の延長命令に関する場合に限り本項を適用する。

第十六条 第八条第二項による矯正保護庁の決定に対しては一般行政裁判所に不服申立をすることができる。

高等行政裁判所に対する不服申立には審理許可が必要である。(一九九五年法律第八七号)

第十七条 本法及び本法に基づいて制定された規定の存続に関する監視は、社会庁がこれを実行する。

〔経過規定〕

一、本法は一九九二年一月一日より効力を生じる。同時に、刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律(一九六六年法律第三〇一号)は、これを廃止する。

二、(以下編略)

(1) 坂田仁、精神医学的強制保護に関する法律、法学研究七六巻五号八五頁以下。

(2) 法精神医学的調査に関する法律の旧法については、坂田仁、スウェーデン「刑事訴訟事件における法精神医学的調査に関する法律」、法学研究五六巻一号九一頁以下及び坂田仁、犯罪者処遇の思想、慶應義塾大学出版会、昭和五九年、一三二頁以下を参照。同法(一九六六年法律第三〇一号・一九八一年現在)の訳文は前掲法学研究五六巻一号九五頁以下に翻訳・収録されている。

(3) Victor, Dag et al., Brottsbalken—En kommentar Kap. 25-38, Norstedts juridik, 8 supplement, 2000, p.

3178.

(4) 刑法三〇章六条が、

「重篤な精神的障害の影響の下に罪を犯した者を拘禁に処すことはできない。右の場合、他のいかなる制裁も判決されるべきでないと認めるときは、裁判所は、被告人に制裁の免除を与えなければならない。(一九九一年法律第一一三八号)」

と規定する一方、刑法三一章三条は、

「定められた制裁が罰金にとどまらない罪を犯した者が重篤な精神的障害に罹っている場合、裁判所は、その精神状態及びその他の個人的な事情にてらして、その者を自由剝奪及びその他の強制と結合した精神医学的保護のための医療保護施設に収容する必要がある場合、その者を法精神医学的保護に委託することができる。

罪が重篤な精神的障害の影響下に犯された場合であつて、その精神障害の結果その者が重大な犯罪を再度実行する危険が存する場合、裁判所は、法精神医学的保護に関する法律(一九九一年法律第一一二九号)により特別な解除事由審理が行われるべき旨決定することができる。

被告人の過去の犯罪にてらして又はその他の理由により必要な場合、裁判所は、法精神医学的保護への委託と結合して他の制裁を言渡すことができる。ただし、拘禁又は他の特別保護への委託を言渡すことはできない。(一九九一

〔図 1〕 精神障害犯罪者の取扱

	重篤な精神障害の有無 (○は有り、×はなし)	行為時	制裁
		調査時	
場合 1	○	×	拘禁も法精神医学的保護も不可能
場合 2	○	○	拘禁の禁止・法精神医学的保護可能
場合 3	×	○	法精神医学的保護可能

「場合 2」の場合、重大な罪の再犯の危険がある場合には州裁判所による特別な解除事由審理が必要になる。

(Psykiskt störda lagöverträdare, Socialstyrelsen följer upp och utvärderar 2000:2, Socialstyrelsen, p. 9.)

年法律第一一三八号)」と規定している。三二章三条の規定の一項は、精神医学的強制保護に関する法律三条一項の要件と変わらないが、二項の特色は、同種の罪の再犯可能性を条件に保護の終了を州裁判所の審理に委ねているところにある。本法一六条参照。(Grönwall, Lars et al., *Psykiatrin, tvånget och lagen, Norstedts juridik*, 1992, p. 234.)

この二個の規定には重篤な精神障害の影響下に罪を犯した者を拘禁に処すことが禁じられるということも、裁判の時に重篤な精神障害を示していない者を法精神医学的保護に委託できないことが示されている。この状況は図式的に次のように表現されている。

- (5) 坂田仁、スウェーデンの「閉鎖的少年保護」、佐藤司 先生古稀祝賀論文集下巻、信山社、平成十四年、五一頁以下参照。
- (6) 精神医学的強制保護に関する法律第二条及び同条に付した解説(坂田仁、精神医学的強制保護に関する法律、法学研究七六巻五号、一〇〇頁注(3)参照。
- (7) 同右法学研究七六巻五号一〇一頁注(5)参照。
- (8) 同右法学研究七六巻五号末尾添付の図を参照。
- (9) 原語は *mistänkte*。文字通り犯罪の嫌疑を受けた者で、被告人 (*tiltalade*) とは異なるが、法律本文に被告人の語は使われていない。
- (10) 坂田、前出法学研究七六巻五号一〇二頁注(6)参照。
- (11) 本稿注(4)に引用した刑法三二章三条三項の規定から、明らかなように、法精神医学的保護への委託の判決には、拘禁及び他の特別保護への委託以外の制裁の併科が認められていることを指摘しておきたい。
- (12) 坂田、前出法学研究七六巻五号一〇二頁注(10)参照。
- (13) 同右法学研究七六巻五号一〇三頁注(12)参照。
- (14) 被拘留者、被拘留者その他の処遇に関する法律一六条は、本人の希望又は拘留上の事情で同一の拘留房に複数の被疑者を収容する場合の制限と新聞、雑誌、テレビ等の利用の制限とを捜査主任官又は検察官が処理することを定めている。

(15) 法精神医学的調査の目的は、この二つに限定される。被告人の刑事責任の減輕事情の調査等のためにこの調査の結果を使用することは禁止されている。(Victor, D., Op. cit., pp.31:66f; cf.)

(16) この要件は、被告人が有罪であることが確認されなければ、法精神医学的調査を実施できないことを意味している。つまり、公判の審理で明らかにすべき事項について審理に入る以前に被告人が有罪であるとの予断を抱いてしまふことになる。ここから、法精神医学的調査の実施を決定した裁判官の除斥・忌避の問題が生じている (Beslut om rättspsykiatrisk undersökning SOU 2000:70)。

(17) 同法七条は次のように規定する。

第七条 裁判所は、その理由がある場合、第二条第二文に定める前提のもとに被疑者に関する診断書を医師に提出するよう命じることができる。右の命令の中で裁判所が特に指示する場合、右の診断書には被疑者を特別な解除事由審理を伴わない法精神医学的保護に委託するための医学的要件を含めなければならない。

政府又は政府の指定する官署は、右の診断書の書式に関する規定を定める。法精神医学的調査に関して所見を提出できる医師のみが第一項第二文に定める診断書を提出する命令を受けることができる。

(第三項編略)

この中の二条二文の規定は、「公訴が提起されていない場合には、右の決定は、被疑者が行為を自白しているか又はその他被疑者が罪を犯している疑いに明らかなる理由が存するとの前提でのみこれをする事ができる。」というものである。なお、この法律については、坂田仁、刑事訴訟事件における人格調査に関する法律、JCCDニュース九一、一二頁以下及びそこに引用されている文献を参照。

(18) 七条診断書の書式は、右記JCCDニュース九一、一五―一六頁に掲載してある。

(19) ①法精神医学に特殊資格を有する医師及び②一般精神医学又は児童・少年精神医学に特殊資格を有し、かつ法医学庁が法精神医学的所見の提出を命じた医師で、法精神医学的調査に経験を有する医師 (SOSFS 2000:13 1 §)。

所見は一定の書式 (SOSFS 1996:14 cf.) に従って提出される。その主要部分は付録に示すように四頁からなっているが、その他に身体状態、精神状態、心理状態、社会状態などの調査結果が根拠資料として添付される。日本の少年調査票と鑑別結果通知書とを合体した形式になっている。

〔付録〕 法精神医学的調査の書式

次頁以降は書式の原文を翻訳したもの。* () は訳注。

法医学庁
 法精神医学部、ストックホルム
 Box xxxx
 xxx xx Huddinge
 Tel : 08-xxxxxxx Fax : 08-xxxxxxx

法精神医学的所見

作成日	調査番号
-----	------

決定

裁判所	決定の日	決定の到着日
裁判所の方針 SUP のない法精神医学的保護の要件_____	拘禁禁止____ SUP 付法精神医学的保護の要件_____	事件番号 B

* (SUP は特別解除事由審理の略)

被調査者

氏名	個人番号
郵便住所、コムー、州	職業/学籍
国籍 スウェーデン() その他() (19 年以來)	母国 母国コード() 父() 母()
被告事件/被疑事実	拘留 有() 無()

法精神医学的判定

* (自由記述)	
制裁の提案	出廷阻害事由 有 無 x

担当調査医師

署名	電話 08-xxxxxxx
氏名の詳細	称号/職務

調査分担医師/共同調査者* (医師以外の者も含まれる。)

氏名	称号/職務
----	-------

本所見は、3 通を裁判所に、1 通を收容保護施設に、更に 1 通を法医学庁中央公文書館(Box xxxx, xxx xx Huddinge)に提出する。
 法医学庁は、裁判所が判決の写しを調査部及び法医学庁中央公文書館に送付するよう希望する。

診断の概要

法医学庁
法精神医学部、ストックホルム

作成日	調査番号
-----	------

DSM-IV の診断

1 軸：症状

コード	診断	G	U

2 軸：人格障害

コード	診断

主たる診断： 1 軸 _____ 又は 2 軸 _____

3 軸：ICD10による身体疾病

コード	診断

4 軸：心理社会的問題及びその他の生活状況にかかる問題
(個別項目に従い主要な問題を第一に 3 個の最重要な問題)

時点	問題	コード
主たる行為の前に	1	
	2	
	3	

5 軸：全体的機能評価尺度(GAF)
(最高水準：100 最低水準：1 情報不足：0)

調査時		最近 1 年の最高水準	
行為時			

注：G = 行為時の診断
U = 調査時の診断

* (American Psychiatric Association (APA), Quick Reference to the Diagnostic Criteria from DSM-IV-TR, APA, 2000 及びそのスウェーデン訳、MINI-D IV, 2002 を参照。)

法医学庁
法精神医学部、ストックホルム

この法精神医学的所見は、法医学庁規則及び一般通達 SOSFS 1996 : 14(M) に従い作成されている。

所見は下記の資料に基づいている。

社会調査 : * (ここに担当者の氏名が入る。以下同じ。)

心理調査 :

医学・精神医学調査 :

看護調査 :

資料源 :

X 地方裁判所事件記録 B

X

X

* (SOSFS 1996: 14(M)の標題は Rättspsykiatrisk undersökning である。)

精神医学的所見 * (自由記述)